

# 介護職員等特定処遇改善加算に係る情報公開

社会福祉法人 天雲会

## ● 介護職員等特定処遇改善加算とは

介護職員の処遇改善について、「新しい経済政策パッケージ（平成29年12月8日閣議決定）」において、「介護人材確保のための取り組みをより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める」とされました。このことをうけ、令和元年度の介護報酬改定において、「介護職員等特定処遇改善加算」が創設され、介護職員等の処遇改善が拡充されることになりました。

## ● 介護職員等特定処遇改善加算の算定要件

- ・ 現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること。
- ・ 職場環境について、「資質の向上」・「労働環境・処遇の改善」・「その他」の区分でそれぞれ1つ以上取り組んでいること。
- ・ 処遇改善の取り組みについて、ホームページ掲載など、「見える化」を行っていること。

## ● 処遇改善加算の算定状況や賃金以外の処遇改善に関する取り組み

事業所名	介護職員 処遇改善	介護職員等特定 処遇改善加算
特別養護老人ホーム 龍生園	加算Ⅰ	特定加算Ⅰ
龍生園短期入所生活介護事業所		特定加算Ⅰ
デイサービスセンター 龍生園通所介護事業所		特定加算Ⅱ

### □ 「資質の向上」について

- ・ 介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援（外部機関による当園での開催、公休などの調整により受講しやすい環境作り）。
- ・ 中堅職員（リーダー以上）への定期的なスキルアップ研修の実施。

### □ 「労働環境・処遇の改善」について

- ・ ミーティング時にそれぞれの意見を出し合いながら会議できる仕組みづくり。
- ・ 休憩スペースの見直し（充実）。
- ・ 健康面で心配がある職員への面談などの実施。

### □ 「その他」について

- ・ 障害を有する方でも働きやすい勤務シフト配慮。
- ・ 上申による非常勤職員から常勤職員への転換。
- ・ 入浴専門の職員等の増員。